

神奈川県立横須賀明光高等学校同窓会会則

第一章 総則

(名称)

第1条

- 1 本会は、神奈川県立横須賀明光高等学校同窓会と称し、事務所を神奈川県立横須賀明光高等学校（以下母校という）内におく。

(目的)

第2条

- 1 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展と社会に貢献することを目的とする。

第二章 会員

(会員)

第3条

- 1 本会は、次の会員で組織する。
 - (1) 正会員 母校の卒業生及びこの学校に在学したことのある者
 - (2) 特別会員 母校教職員及び旧教職員

第三章 事業

(事業)

第4条

- 1 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 総会の開催
 - (2) 会報の発行及び会員名簿の発行・管理
 - (3) 母校発展に必要な事業
 - (4) 会員親睦のための事業
 - (5) その他必要な事業

第四章 役員及び幹事

(役員及び幹事)

第5条

- 1 本会に、次の役員及び幹事を置く。
 - (1) 役員 会長 1名
役員 副会長 2名
役員 会計 2名
役員 監事 2名
 - (2) 幹事 常任幹事 若干名
- 2 会長及び監事は、正会員の中から選出する。
- 3 副会長、常任幹事及び会計は正会員の中から会長が指名する。

(役員、幹事の任期)

第6条

- 1 役員任期は、2年とする。ただし、再選または再任を妨げない。
- 2 常任幹事の任期は、2年とする。ただし、会長の指名があった場合は、引き続きその業務を担当するものとする。

(役員及び幹事の職務)

第7条

- 1 会長は、本会を代表し、会の業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が定めた分掌によりその職務を行う。会長がその任を遂行することができなくなった場合には、会長の定めた順序により、その職務を行う。
- 3 会計は、金銭の出納及び管理を行う。

- 4 監事は、本会の業務及び会計並びに財産を監査する。
- 5 常任幹事は、役員会で決定された業務を処理し、かつ本会の業務の運営に当たる。

第五章 会議

(会議)

第8条

- 1 本会の会議は、総会、役員会、常任幹事会とする。
- 2 議事は、この会則に特別に定めるものの外、出席正会員の過半数の同意をもって決定する。

(総会)

第9条

- 1 定時総会は、毎年開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 前年度の事業及び会計決算報告
 - (2) 当年度の事業計画及び予算案
 - (3) 会長及び監事の選出
 - (4) その他必要な事項
- 2 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(役員会)

第10条

- 1 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(常任幹事会)

第11条

- 1 常任幹事会は、役員及び常任幹事をもって構成する。
- 2 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 第9条1に該当する議案
 - (2) 総会から委任を受けた事項
 - (3) その他必要な事項

第六章 会計

(会計)

第12条

- 1 本会は、入会金、寄付金、事業収入及び雑収入をもって運営する。
- 2 正会員の入会金は2,000円とし、入会時に全額を納入する。
- 3 特別会員の入会金は免除する。

(会計年度)

第13条

- 1 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 2 本会会計は、会員に対して会計年度毎に決算の報告をしなければならない。
- 3 会計年度毎に監事による会計監査を受けなければならない。

第七章 表彰

(表彰)

第14条

- 1 本会及び母校に特に功労のあった会員に対して、総会もしくは役員会の議決を経て表彰することができる。
- 2 表彰に関する規定は別に定める。

第八章 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第15条

- 1 本会が保有する個人情報等は、第4条に定める事業のみに利用し、他に流用してはならない。
- 2 本会の個人情報等の管理責任者は会長とし、これを適切に管理・運用する義務を負うものとする。

第九章 慶弔

(慶弔)

第16条

- 1 本会の正会員及び特別会員に対して、慶弔に関する規定を別に定める。

第十章 改正

(会則の改正)

第17条

- 1 この会則の改正については、総会において出席正会員の過半数の同意を必要とする。

附則

この会則は、平成24年2月18日より発行する。